

り災証明の手続きはお済みですか？

りさいしょうめい

行政から支援を受けるためには「り災証明書」が必要

今後の生活再建のために重要な公的な支援を受けるために必要な書類が「り災証明書」です。こわれた住宅の応急修理、生活再建支援金などの申請には必ず必要となります。また、全国から寄せられる募金（義援金）の配分も「り災証明」によります。その他、大学や専門学校などの学費の減免、日本学生支援機構の緊急奨学金の申請にも使われます。

り災証明の申請書は、常総市役所と石下支所で受け付けています。

被災した住宅の住所、所有者名、連絡先などを記入します。

申請の後、調査（第一次、第二次）が行われ、その結果が証明書として自宅に郵送されます。

市の調査で「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」などと判定

り災証明書では、証明書に記入された住宅が、水害の被害にあったことが証明されます。さらに、その被害の程度を4段階に分けて評価します。

一番大きな被害が「全壊」です。住宅が流出してしまったり、倒壊してしまった場合です。または、1階天井以上まで浸水してしまった場合です。

二番目が「大規模半壊」です。床上1メートル以上の浸水被害などが該当します。

三番目が「半壊」です。床上浸水などが条件となります。

四番目が「一部損壊」です。床下浸水などがこれにあたります。

このようになり災証明については、主に住宅がどの程度浸水したのかが、判断の基準になります。調査が常総市によって行われます。また、第2次調査では、浸水深以外に、建物の傾斜や基礎の損壊、壁や床等の被害も評価されます。判定に不服の場合は再調査を依頼できます。

どこまで浸水したか、証拠の写真を撮っておきましょう

調査の際にすでに解体してしまったり、修理が完了していると判定が難しくなってしまいます。解体、修理の前に写真を出来るだけ多く、写真を多方向から撮影して下さい。床上浸水の場合、1メートルより上か下かが、一階の天井まで浸水していたかが非常に重要です。床上のどこまで水が上がったかを証明できる写真が大事です。

調査が終わると「り災証明書」が自宅に送られてきます。なお、り災証明書は複数発行してもらうことが出来ます。役所に提出する分、学校に提出する分、銀行に提出する分など多めに請求しておいても良いと思います。後日再発行も可能です。

公明党常総支部だより【号外】

常総市議会議員 中島 亨一 0297-23-0875
常総市議会議員 遠藤 正信 0297-43-8131

